

提供日 2020/08/21
 タイトル 令和2年7月豪雨によって発生した土砂災害から地域の安全を確保するため、緊急的な対策工事を実施します。
 担当 交通基盤部 河川砂防局砂防課
 連絡先 傾斜地保全班
 TEL 054-221-3042



令和2年7月豪雨によって発生した土砂災害から地域の安全を確保するため、緊急的な対策工事を実施します。

1 要旨

令和2年7月に発生した地すべり1件、がけ崩れ3件に対して、緊急的な対策工事を実施するため、国土交通省に対して申請していた災害関連緊急事業が、8月20日付けで事業採択されました。



地すべりによる茶畑の亀裂（大滝）



がけ崩れ（長田A）

2 概要

（1）災害関連緊急地すべり対策事業：1件（事業費：654,000千円）

箇所名	位置	事業費	採択内容	保全対象
大滝	浜松市天竜区 佐久間町大井地内	654,000千円	鋼管杭工 横ボーリング工	人家6戸、一級河川天竜川 国道152号、県道大輪天竜線

（2）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業：3件（事業費：227,000千円）

箇所名	位置	事業費	採択内容	保全対象
長田A	下田市白浜地内	71,240千円	法枠工 鉄筋挿入工	国道135号 人家5戸
大瀬	賀茂郡南伊豆町 大瀬地内	69,160千円	法枠工 鉄筋挿入工	人家5戸
池代中村	賀茂郡松崎町 池代地内	86,600千円	法枠工 鉄筋挿入工	人家5戸

3 今後の対応

直ちに測量・設計及び用地補償に着手し、国土交通省と対策工事の工法協議後、速やかに対策工事を実施します。

（参考）【災害関連緊急事業】

災害関連緊急地すべり対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業は、当該年度の風水害や地震等により土砂災害が発生し、放置すれば次期降雨等により被害が拡大するおそれのある場合に実施される防災対策事業であり、昭和62年度から制度化されている。